

令和2年度福島県社会福祉審議会第1回児童福祉専門分科会議事録

日時 令和2年11月18日(水) 10:00～11:35

場所 福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

内容

1 開会

2 あいさつ

- ・こども未来局の長塚次長より挨拶があった。

3 出席委員及び事務局紹介

・出席委員

安齋節子委員、吉川三枝子委員、原寿夫委員、鎌田真理子委員、原野明子委員、
遠藤恵美子委員、松枝智之委員

・関係機関

中央児童相談所 菅野雅浩所長
県中児童相談所 山口英樹主幹兼次長
会津児童相談所 佐藤理英所長
浜児童相談所 坂詰健一所長
郡山光風学園 宍戸喜孝園長
教育庁 特別支援教育課 折原清治指導主事

・事務局

こども未来局 長塚仁一次長
児童家庭課 菅野寿井課長、佐藤純二主幹、佐藤大輔主任主査、門脇俊平副主査、
佐久間健二主事、大迫洋斗主事、片平なつみ主事

【はじめに】

- 定数確認(分科会委員11名のうち7名が出席)
- 鎌田真理子委員を分科会長に、原野明子委員を副分科会長に選任
- 議事録署名人として安齋節子委員、吉川三枝子委員を選任

4 議事

(1) 「郡山光風学園のあり方」(諮問)

- ・長塚次長から鎌田分科会長へ諮問書を手交

(2) 専門分科会の役割及びスケジュール

- ・事務局から【資料1】により説明

(事務局)

令和3年4月より休止する郡山光風学園の休止後のあり方について、具体的には休止期間と休止期間経過後のあり方を中心にご検討いただきたい。令和2年度中に2回開催し、答申も今年度内に行う。

(鎌田分科会長)

コロナウイルス感染症の影響もあるため、規模としてはミニマムにせざるを得ないが、その分活発なご意見を頂戴したい。

(3) 郡山光風学園の現状及び施設のあり方の検討

- ・事務局から【資料2, 3及び参考資料6】により説明

【資料2】

(事務局)

○意見具申の構成としては、【資料2】に記載したようなイメージで検討していくこととしたい。

【資料3、参考資料6】

(事務局)

○郡山光風学園のあり方検討は、平成28年10月17日の福島県社会福祉審議会にて、入所児童数の見通しや地域へのサービス提供の方法、特別支援教育との連携方法等を踏まえ、将来的な施設のあり方を検討していく必要があるとの答申をいただいていた。

○令和3年3月に現入所児が退所後は、入所児童がいなくなるため、令和2年2月4日の分科会にて「郡山光風学園の現状及び今後の運営について」報告を行い、令和2年3月24日の福島県子育て支援推進本部会議において、令和3年4月より施設を休止することに決定した。

○学園の入所児童については、現在定員20名に対して聴覚支援学校高等部3年生の1名のみであり、来年3月で退所予定。

○全国の聴覚障がい児入所施設の状況として、国の調査では、平成31年3月26日時点

で指定事業所数は7カ所となっている。また、昨年度児童家庭課が行った都道府県への調査では、福祉型障害児入所施設（ろうあ児）の設置ありと回答してきたのは、4都県（うち公営1県）であった。

○平成24年度の「児童福祉法」改正により、それまで障害種別ごとに分かれていた施設体系が「障害児通所支援」と「障害児入所支援」に再編、一元化された。

○本県での新生児聴覚検査の実施状況は、令和2年度現在で32医療機関にて検査が可能。また33分娩施設のうち31施設で検査可能と、ほぼ100%の新生児が検査を受けられる体制が整備され、早期発見と補聴器や人工内耳等の適切な利用や就学後学習環境の調整等により地域・家庭での療育が可能となってきた。

○聴覚支援学校の児童・生徒のうち、幼児・小学部児童は自宅通学、中学部・高等部の生徒は自宅通学または寄宿舎を利用している。

○休止後に重複障がい児で入所施設における日常生活指導等の訓練を必要とするケースが生じた場合は、「知的障がい児」を主たる対象とする県内の福祉型障害児入所施設（8カ所）を利用することが可能である。

○日中一時支援を利用する児童は、他の事業所への移行に向けて調整中。

○現入所児童1名については、来年3月で卒業後、障がい者施設等への移行に向けて施設見学等を行っている。

○休止する令和3年4月以降も県中児童相談所の一時保護所として引き続き施設の一部を使用する。なお、一時保護所については、今後新築する県中児童相談所完成後に移転する予定。

○委員の皆様には、休止後の郡山光風学園の「休止期間」、「休止期間経過後について（廃止の是非、時期）」について積極的な議論をお願いしたい。

(鎌田分科会長)

資料2、3全体に関して質問があれば御発言願う。

【質問等無し】

(鎌田分科会長)

では資料3の項目に沿って御意見を賜りたい。項目1の(1)の「ア 郡山光風学園の現状」から、何か御意見・御質問があれば挙手願う。

(鎌田分科会長)

現在日中一時支援に登録している12名は、別の代替施設を利用することになることになるのか。

(事務局)

休止後は、民間の社会資源を利用することになる。現在も郡山光風学園と郡山市の障がい者福祉センターで移行に向け調整している。

(吉川委員)

日中一時支援の主な利用児童は郡山市在住が中心となるだろうが、郡山市の障がい児支援の事業所では、例えば手話対応ができるなど、郡山光風学園の日中一時支援利用児童を受け入れるだけの人材は育っているのか。

(事務局)

手話対応が可能かどうかについては事業所ごとに対応が異なるが、日中一時支援そのものは、通常の障害児通所支援と比べ特別なケアが必要なものではなく、あくまで、家庭に帰るまでの居場所の提供のようなものである。

(鎌田分科会長)

今後レスパイトケアやショートステイ（短期入所）の利用者の見込みもないのか。

(事務局)

今のところ申込もなく、今後の利用予定もない。

(遠藤委員)

郡山光風学園を休止することで県の予算が抑えられることになるだろうが、どういった部分が影響するか。また、現在の予算規模やどのくらいの人員が配置されるのか教えてほしい。

(事務局)

施設の予算資料を現在持ち合わせていないが、栄養士なども含めて全体で20名程度の人員が配置されている。

(松枝委員)

(1)のイの入退所児童数の見込みについて、幼少の時点で手帳を所持している方の見直しも含め見込みをたてる必要があると思うが。

(事務局)

令和2年4月1日時点での18歳未満で聴覚障がいを理由に手帳を所持している児童数は、171名にのぼるが、現在は出生直後に聴覚検査を行うことで、早期の支援が可能

であり、また聴覚障がい児向けの教育環境も整ってきているため、聴覚障がい児専門の施設がなくても十分に対応することが可能である。また、重複障がい児では「知的障がい」と判定される割合が多く、「聴覚のみの障がい」による施設入所の需要は少ないと見込んでいる。

(松枝委員)

出生後だけではなく、糖尿病などの影響から途中で聴覚障がいと判定されるケースもあるため、今後はそのためのセーフティーネットを整える必要があると感じている。

(鎌田分科会長)

確かに地域資源の中に組み込まれることが理想だが、事務局の見解はどうか。

(事務局)

需要が少なくなっているにもかかわらず、聴覚障がい児への支援は必要であることはもちろんである。今後は入所施設だけでなく、聴覚支援学校や総合療育センターとも連携を図りながら必要な支援の充実に向けて整理していきたい。

(松枝委員)

デフファミリーなど聴覚障がい者同士で結婚しているケースも多いため、今後も手話講習などについて推進してもらえればよいのではと感じていた。

(事務局)

聴覚障がい児に係る支援等についても、障がい福祉課と連携しながら取り組んでまいりたい。

(松枝委員)

積極的に検討いただければと思う。

(原野委員)

2の(3)の法改正に伴い、人員の配置基準について変わった部分があれば教えてほしい。新たに再編されたことで、保育士や児童指導員等による専門的なケアに加え、例えば乳児院のように看護師のような職員配置が新たに必置となっているのか。

(事務局)

障がい児の支援については、平成24年から通所と入所の区分を設けるようになったが、国が定める福祉型障害児入所施設の人員配置基準では、看護師の配置は必須ではない。

(松枝委員)

2の(2)について、具体的な都道府県名を教えてください。

(事務局)

4都県とは、東京都、奈良県、福岡県、大分県であり、うち公営が奈良県である。

(松枝委員)

人員配置の状況までは調べていないか。

(事務局)

昨年度の調査要件が施設数の確認であったため、そこまで踏み込んで調べてはない。

(吉川委員)

障がい者の入所施設では重複障がいの方が多く、そういった方を支援できるようにするため、コミュニケーション能力を磨く等、職員を育てる研修の機会が必要になってくる。

また、聴覚支援学校の寄宿舎の利用が中等部からとなっているが、小学部の高学年から利用できるようにはならないのか。

(鎌田分科会長)

確かに寄宿舎があれば入所施設の代替ともなるが、小学部からは難しいか。

(事務局)

県の教育委員会からは、小学部から寄宿舎を利用したいとした問合せは無いと聞いている。今後についてはニーズに応じて、県教育委員会で調整していくと思われる。

(吉川委員)

福島県は広大であるため、なるべくカバーできるようにしてほしい

(原野委員)

福島大学にも障がい者支援の求人は沢山来るが、就職しても早期の離職が目立っている。理由としては、事業所の給与が低く、奨学金などを返済しながら働くことが厳しく、高い志があっても長続きしない点があると思う。郡山光風学園等の公立施設から民間の事業所に受入を依頼する以上、就労支援について、何らかの県の関与があるとよいが。

(鎌田分科会長)

人件費の上乗せなどが可能となる施策はあるのだろうか。

(事務局)

児童養護施設でも人材の確保が懸案事項となっているが、この場で詳しく伝えられる資料が無いため、障がい分野の人材確保についても障がい福祉課と児童家庭課で改善に向けて検討してまいりたい。

(鎌田分科会長)

県社会福祉協議会が様々な種類の福祉分野の人材研修を行っているため、その中に障がい児向けの人材育成研修を組み込めるかどうか調整できればよいが。

(遠藤委員)

介護分野においては、フルタイムの勤務形態でなくても働ける人材を一部の NPO で橋渡しを行っている。地域における橋渡しの県が関与できれば人材確保に役立つと思う。

また、郡山光風学園から民間の事業所に移ったことで発生する負担金は増えることはあるのか。

(鎌田分科会長)

かつての有償ボランティアのような精神をお持ちの方が多ければ、そういったことも可能かもしれない。負担金についてはどうか。

(事務局)

郡山市で利用者の負担金額を決定することになるが、大きな変動はないと見ている。

(松枝委員)

中核市における権限が強化された現在、県まで上がってこないような情報も増えるだろう。実際各種手帳の担当窓口が異なるなどわかりにくいし、中核市がより縦割りになることで、量がわかっていても質がわからない状況となっている。県で中核市の情報を収集できるような体制の整備が必要となってくるのではないか。

(鎌田分科会長)

いわき市内では、いわき育英舎や福島整肢療護園などが、いわき市をカバーしている部分が多いと思われるが、事務局の見解はどうか。

(事務局)

そういった御意見があることを考慮し、引き続き県の自立支援協議会などを通じて情報の収集に努めてまいりたい。

(松枝委員)

市町村でできないことは、結局社会福祉協議会等がカバーすることになるし、郡部など民間がカバーできない部分をどうしていくのかが検討課題だと思う。

(鎌田分科会長)

官民で情報共有しながら進めてほしい。

(原委員)

県中児童相談所の一時保護所としての利用人数はどれくらいか。

(事務局)

定員は12名であるが、常に全てが稼働しているわけではなく、6～7割くらいの稼働状況である。県中は管轄も広いため、人数も他の児童相談所と比べ多い傾向にある。

(原野委員)

新しい児童相談所が誕生した後で、既存の一時保護所のスペースを利用して受入を行うなどは検討していないのか。

(事務局)

富田地区に新設する児童相談所は、定員を16名に増やす予定であり、既存のスペースを活用することは考えていない。

(松枝委員)

施設の維持管理について、あえて「維持管理」としているのは、何かアスベストなどの事情が影響しているためか。

(事務局)

特別な理由で「維持管理」としている訳ではなく、県中児童相談所の一時保護所である間は、施設として利用するため維持管理コストはかかるという意味である。

(鎌田分科会長)

郡山光風学園の休止後のあり方について皆さんの御意見を頂戴するにあたり、無人となった後の取扱いについて、まずは事務局の案を教えてください。

(事務局)

想定される流れとしては、一時保護所が令和4年途中で移転する予定であり、その後は

無人となるため、来年度1年間を休止扱いとし、令和3度末に廃止とする案をもっている。

(鎌田分科会長)

安全面の管理が行き届くタイミングで検討してほしい。

(原委員)

郡山光風学園と県中児童相談所で人員配置の重複はあるのか。管理費の取扱いは今後どうなっていくのか。

(事務局)

現在の建物は、1階が学園、2階が一時保護所として別々に機能しているため、職員も別々に配置している。なお、現在の一時保護所の事務局は県中の合同庁舎内にある。

(松枝委員)

合同庁舎が古いので、郡山光風学園内に県中児童相談所全体が移っても良かったように思うが。

(事務局)

確かにそういったことも検討すべきであったかもしれないが、これまであらゆる経過があり別々となっていた。一体化は長年の懸案でもあったため、新児童相談所となることでようやく解消することとなる。

(遠藤委員)

廃止となった後の建物の取扱いはどうするのか。

(事務局)

具体的には決まっていないが、これまでの前例などを考えると、こども未来局で利活用を検討し、なければ県全体として利活用を検討し、それでもなければ取り壊しとなる可能性が高いと思われる。そうなれば、土地をどうするのかという問題も出てくる。

(鎌田分科会長)

廃止について議論してきたが、事務局の案で進めることでいかがか。

【委員同意】

(鎌田分科会長)

では、1年間の休止とした後に、廃止扱いとするように調整したい。

(松枝委員)

参考資料3の11ページにある若松乳児院の内容について、入札部局による影響等なのか、先週ぐらいから指定管理者の見直しや県中へ移転する話がプレスから随分出てきているが、プレスコントロールされているのだろうか。この資料では検討している段階と見えてしまうが。

(事務局)

この資料は平成28年度に「県立社会福祉施設のあり方について」意見具申されたものであり、あくまでも参考資料として添付したものだ。

10月に開催された松枝委員も御出席の社会福祉審議会において、私(課長)から各施設の工程表の実行状況について御説明したとおり、乳児院の見直しについては、現在の場所から移転改築して指定管理者制度を導入し、医療機関と連携していくことがすでに決定されている。昨年度は基本構想を策定し、今年度は事業者の基本構想の説明会を開催した後、事業提案を公募し、候補者を選定したところ、結果について、県として公表したことを受け、報道されているものであり、県の計画どおり進めている。

(松枝委員)

令和6年度に開設を予定しているが、前年度に見直しを行うなどの流れが出てくるということか。

(事務局)

公募の結果、ようやく県のパートナーが決定したところであり、年度内に一緒に整備計画を策定していくので、今後、提案どおりに実施することが可能かどうかを詰めていく予定。

4 その他

(鎌田分解会長)

その他の意見がないようなので、以上で分科会を終了する。熱心な御議論に感謝する。

(事務局)

次回の分科会は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、書面での開催としたい。

5 閉会

この記録の正確なることを認め署名する。

令和2年 12月 25日

議長 分科会長

鎌田真理子

署名人 委員

安齋節子

署名人 委員

吉川三枝子

